

平成24年9月10日

## 京都市地域防災計画原子力災害対策編の策定について

### 【計画策定にあたっての留意事項】

本年度の「京都市地域防災計画原子力災害対策編」の策定にあたっては、現時点での国・京都府の動向等との整合を考慮しつつ、以下の視点から作成するものとする。

1. 国の原子力災害対策指針や防災基本計画及び国の組織・体制の見直しに対応する。
  - ⇒ 自治体の地域防災計画策定を支援するために国が提示した地域防災計画(原子力災害対策編)作成マニュアル(案)<sup>\*</sup>を基に、本市計画の策定を進める。
2. 周辺自治体との整合を図るため、京都府地域防災計画及び関西広域連合の防災・減災プラン案を考慮する。
  - ⇒ 京都府のUPZ(緊急時防護措置を準備する区域)の設定方針との整合を考慮する。  
国のシミュレーション結果(MACCS2)によるUPZの見直しの可能性 を考慮する。
  - ⇒ 京都府との連携による実行性のある避難計画を反映する。
3. 原子力災害対策以外の最新の京都市地域防災計画との整合を考慮する。

## ※ 地域防災計画(原子力災害対策編)作成マニュアル(案)について【平成24年7月25日】

### 1) 基本的な考え方

- ・ 過酷事故, 地震や津波等との複合災害への対処
- ・ 原子力事故の初期段階における即応体制の確保
- ・ 周辺地域における原子力災害の影響が広域に及んだ場合の対処
- ・ 被害者の生活支援, 除染, 放射性廃棄物の処理等への対処
- ・ 災害時要援護者への十分な配慮 等

### 2) 地域防災計画において見直し等を要する事項

#### (1) 総則に関する事項

- ・ 計画の作成, 又は修正に際し遵守すべき指針
- ・ 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲
- ・ 計画の基礎とするべき原子力災害の想定
- ・ 緊急事態区分と防護措置の判断基準に基づく意思決定手順

#### (2) 個別の対策に関する事項(主な改訂項目)

##### ① 災害予防対策に関する事項

- ・ 情報の収集・連絡体制等の整備
- ・ 災害応急体制の整備
- ・ 避難収容活動体制の整備
- ・ 飲料水, 飲食物の摂取制限等
- ・ 緊急輸送活動体制の整備
- ・ 救助・救急, 医療, 消火, 及び防護資機材等の整備
- ・ 住民等への的確な情報伝達体制の整備
- ・ 防災訓練等の実施

##### ② 災害応急対策に関する事項

- ・ 情報の収集・連絡, 緊急連絡体制, 及び通信の確保
- ・ 活動体制の確立
- ・ 屋内退避, 避難収容等の防護活動
- ・ 緊急輸送活動
- ・ 救助・救急, 消火, 及び医療活動
- ・ 住民等への的確な情報伝達活動

##### ③ 災害復旧対策に関する事項

- ・ 現地対策本部, 及び原子力災害被災者生活支援チームと連携した原子力災害事後対策, 並びに被災者の生活支援の実施
- ・ 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定
- ・ 放射性物質による汚染の除去, 除染及び放射性廃棄物の処理等への対処

平成 24 年 9 月 10 日

京都市地域防災計画原子力災害対策編の策定について  
～策定にあたっての論点～

- 1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域について
- 2 環境放射線モニタリングについて
- 3 避難等について
- 4 被ばく医療（安定ヨウ素剤）について